

令和6年第1回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

令和6年3月11日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

No. 4 11番 鈴木 勝久 君 （P 83～P 95）

No. 5 6番 鈴木 修 君 （P 96～P 102）

No. 6 14番 大石 雪雄 君 （P 103～P 112）

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	関根 由美君
参事 兼 総務課長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	和知 正道君
税 務 課 長	仁平 隆太君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	添田 真二君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	相川 晃君	上下水道課長	木村 三義君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	須藤 隆士君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監査委員 主 任 書 記	黒 須 賢 博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局長 庶務係 長	保 坂 真 理		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎黙禱

○議長（真船正晃君） ここで、議長より申し上げます。

本日3月11日は、東日本大震災から13年目に当たります。この震災により犠牲となられた方々に対し哀悼の意を表するため、1分間の黙禱をささげたいと存じます。全員ご起立願います。

（全員起立）

○議長（真船正晃君） 黙禱。

（1分間黙禱）

○議長（真船正晃君） 黙禱を終わります。ご着席ください。

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第4、11番鈴木勝久君の一般質問を許します。11番鈴木勝久君。

◇11番 鈴木勝久君

1. 契約について

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は1件のみとなっております。それでは、1、契約についてでございます。

新庁舎建設工事の入札について、一者応札を有効にした根拠について伺いますというところでございます。

この問題につきましては、昨年の12月27日の臨時議会において、議案第92号の西郷村新庁舎建設工事請負契約について質疑した経過がございます。その中で、質疑の中で、一般質問になりやすい部分がいっぱいありまして、その中で分からない部分というか、まだ理解できない部分が多々ありましたので、再度、この一般質問で取り上げてみました。

まず、この流れでいきますと、この入札は有効かという問題から入っていったんですね。まず、この内容で明らかになったのは、一者応札、この入札に参加した会社が1者であった。それと、入札率が99.76%と、非常に予定価格に相当近づいていた。この部分から、今日は入っていきたいと思います。

まず、この臨時議会で、一般競争入札ということで、その前に、この入札は総合評価方式の一般競争入札ということで、競争性が十分担保されているということだったんですね。ただ、入札の原則としまして、私が平成29年度に、この契約について質疑した経過がございます。その条件としましては、国の定める会計法と、あと地方自治法にも競争を原則とするということが書いてあったんですね。入札の果たす役割と機能としまして、納税者の求める4条件というのは、あのとき言いました。

例えば、透明性の確保、競争・効率の確保、客観性の確保、公正・公平の確保、これが、納税者が求める4条件であると。これに合致するかというのが、一者で入札したのが合致するかという問題で質疑したんです。そのときの答弁としまして、一般競争入札につきましては、競争性が十分確保されているため、この入札は、参加者が一者でも執行は問題がないという回答でございました。それで、その根拠になるものが、地方財務実務提要、この中に記されているということでございました。この地方財務実務提要、これは何ぞやという問題なんですけれども、これはどういう性格のものなのか、もう一度伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

地方財務実務提要とは何かというご質問でしたが、地方財務実務提要とは、市町村の財務関係事務処理に当たりまして、日常生起し、また、予想される実務上の課題や地方自治法の解釈、凡例等が記載されているもので、地方自治法を所管する総務省の機関が監修したものでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君の再質問を許します。11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私もその後、地方財務実務提要に書いてある、なぜ一者でも問題ないかといいますと、基本的に、地方財政というか地方では、この一般競争入札が施行されるというか、一般的に、平成16年とか平成18年とかに入札改革というのがございまして、より恣意性が発揮しない方法は何ぞやということを国も考えまして、それで、この一般競争入札を推奨するようになりました。

この中では、入札に値しないというか、行かなくてもいいというか、断れるというそういう項目が、私の記憶でも入っていたということがあって、まず、一者入札が生じる原因としましては、入札に参加し得る業者を一定の狭い地域に限定したためとか、遠く離れた地域規模の小さい物件などの発注に魅力がないとか、極めて高度な品質が要求されるためとか、随意契約から一般競争に移行したが、その随意契約の相手方であった特定の業種が入札に参加しなかったためとか、もともと競争が一者しか存在しないと、一者の場合は、そういうのにも対応しようと思って、この地方財務実務提要というのは考案されたと、私はここ二、三か月勉強した中で、そういう状況であるために、この地方財務実務提要、あくまでもこの会計令に沿って、競争の原理を働かせてやるのが、本来の入札のあるべき姿なのかなと思っております。

それで、ここで12月27日に、最終的に臨時議会で決まったんですけれども、こ

の入札の経緯、一度は8月の私たちが知り得る情報でありますと、8月に一度、その入札が行われて、それが不落になったということは、内容的には予定価格以上の入札結果だったため、不落というか不調に終わったということなんですね。予定価格より皆高くやったというのが、前件申し上げましたように、物価高騰と人件費の高騰等がありまして、入札業者が皆、予定価格より高く入札したということでございました。

高く入札したんですけれども、こちら側、発注者側が予定価格をそのときどのような見積もったか、また、12月以前、8月に不落に陥ったその経緯についても、分かるんだったら教えていただいて、そのとき何で不落になったか、その内容について分かりましたら、教えていただけますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

ただいまの入札の経過と予定価格の設定ということでございましたが、まず、経過等につきましては、昨年の全員協議会、定例会等でご説明申し上げておりますので、繰り返しのになりますが、答弁させていただきます。

新庁舎の入札につきましては、令和5年4月25日に入札の公告を実施しております。その際、設計図書を借用した事業者が10者、質問書を提出した事業者が10者、そのうち、VE提案をした事業者が5者ございました。その後、技術提案前に3者が辞退しまして、最終的に、8月23日の入札に参加した事業者は2者でございました。

入札の結果は既にご説明したとおり、2者とも入札価格が予定価格を大幅に超過していたため、不落の結果となっております。その後、昨年9月の全員協議会でもご説明しておりますが、予定価格と入札価格の大幅な乖離について調査したところでございます。その原因としましては、技術者の不足、建設資材の高騰、労務費の高騰、資材の調達遅延等により市場動向の変化の影響を受けまして、入札参加者の価格との乖離が生じたものがあると考えられました。

このようなことから、建設事業の現況をより反映させるため、見積りの再徴取や積算基準の見直しなど、設計書の再積算を行った結果、設計価格ベースで約1.2倍の上昇となり、債務負担額の変更の議決をいただいたところでございます。

そして、議決後の10月に再公告を行いまして、12月に入札を執行したところ、1者の応札がありまして、落札候補者となったため、12月の臨時議会において契約の議決をいただいたところでございます。

経過と予定価格の設定につきましては、以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 最初にこの予定価格を決めたときは、この値上がり部分を見積もってやらなかったということなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

当初、最初の入札公告につきましては、その時点での見積り、積算基準、単価で予定価格を設定しています。その後、1.2倍の上昇、入札が不落の結果ということで、

再積算を行ったということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、入札基準にと言いましたけれども、その基準となる根拠というか、基準になる数値というのは、どこから、積算というか持ってきた数字なんですか、最初の。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

最初の予定価格、設計図書も、変更の設計図書も同じような形で見積もり、福島県の単価、福島県の積算基準等を用いて積算しております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その積算する中で、石本建築事務所は関わっているんですか、関わっていなかったんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

設計図書につきましては、基本設計、実施設計業務を委託しております設計会社が作成しまして、最終的に、村で県の単価に置き換え、設計図書を完成しているところです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この予定価格、これは上限価格なんですか、西郷村では。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

予定価格は上限価格となります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この予定価格、誰が決定するんですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番鈴木議員のご質問にお答えいたします。

予定価格につきましては、設計図書を見て、私が決めるものであります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その予定価格を決める際に、私たち一般というか、私たちの商売、私は建設業ではありませんけれども、商売では、そのときの相場とか市場状況を勘案して定価、いわゆる私たち商売をやっている人は定価というのを決めますけれども、この予定価格というのは、そういうのを加味してやっているのか、または、その一定額、上限価格ですから、これ以上変わらないというんですけれども、この意味合い、前回平成29年のときにやった予定価格は適正価格でないという話もしましたけ

れども、西郷村側が予定価格を決める基準というか、どういう問題を加味してこの値段を設定するか、この辺を伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほど課長がお話ししましたように、県の建設物価、あるいは県の単価、あるいは積算基準、県に習って、それを基にして単価を決めて、単価と数量を掛けて設計し、最終的な工事積算価格となるわけでありまして、それを基に私のところで予定価格を設定する、そういう段取りとなっておりますので、価格につきましては、それぞれの基準価格、それぞれの市販されている建設物価、あるいは見積りとかそういうものを参考にしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ちょっと私が考えていたイメージと違うんですけれども、それは後にもう一回質問しますので、よしとします。

この積算結果、前回言ったのは、福島県建築工事積算基準の諸経費の改定とありましたよね、改定を9月になさったと。それで、設計ベースで1.2倍程度の上昇があった。その1.2倍を単純に計算しますと、6億円以上上がった計算になるんですけれども、前回の見積もった積算からすると、前の予定価格は分かりませんが、1.2倍で掛けると、約6億円近くになりますよね。そんなに外れてオーバーするわけじゃないですから、以上で。

債務負担行為のときは4.2兆円、4億円の上昇で、入札率は99%で落札したんですけれども、設計価格が1.2倍の上昇であつたら、繰越明許で一応は6億円以上の設定をしておかなきゃならなかったのに、結果的に4億円ぐらいの設定になっていきますけれども、その辺の見積りはどのようになされたんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

債務負担の限度額につきましては、変更分は4億円でしたが、それは限度額として捉えて、そういう設定をしたんですが、当初の債務負担の額につきましては、設計価格イコール債務負担行為額ではございませんので、債務負担額については4億円ぐらいの増で設定したということです。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） そちらの予定価格がどういう価格か分かりませんが、本気になってやっていたんだったら、もうちょっと違う数字が出てきても当然だなと思っています。

それはそれで、まず押さえておきまして、次にいきます。

この設計業者からVE提案が提出されたといわれています。VE提案、今年度当初で600万円ぐらいの歳入がありました。このVE提案、これは具体的にどのようなことがされていたのか、その辺を教えてくださいませんか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

まず、V Eとはどういったものかご説明したいと思います。

V Eは、バリューエンジニアリングの略で、品質を下げないでコストを低減させる、コストを上げないで品質を向上させるという意味でございます。

このV E提案とは、工事入札前に、発注者が図面及び仕様書等に示した設計図書に対し、入札参加者からコスト縮減や工期短縮等が可能となる施工法等に関する技術提案を受け付け、承認された場合、そのV E提案を基に入札に参加できるという制度でございます。

今回の入札におきましては、入札参加者からも技術提案を受け、できる限りコスト縮減を図ることを目的として実施したところでございます。

受注者からのV E提案につきましては、全部で20提案がございました。このうち採用された主なものとしましては、構造では、デッキプレートの仕様変更、意匠では、スラブ断熱材型枠の仕様変更、電気設備では、発電機の仕様変更など、6提案を採用しております。採用されましたV E提案によるコスト縮減の効果は、590万円となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 分かりました、V E提案ね。

これ、昨年12月の臨時議会資料で、結果報告書と書いてあります。これによって入札が決まっていくんですけども、V E提案にいく前に、ちょっと間違えました。ノートを見て、通告どおりにいっていなかったですね、すみません。

仕様書は誰が作ったという話が残っていたんで、すみません、戻りまして、上限価格をどのように決めたのかの次に、仕様書は誰が作ったか、総合評価方式の条件設定は誰がという部分がございます。仕様書は言いましたよね、仕様書ということは設計の話だから、似たようなことを言ったんですね。

それでは、その中で、まず入札方法につきましてです。

この総合評価方式、今回、総合評価方式の制限付一般競争入札ということだったんですけども、総合評価方式の条件設定、これは誰が行ったんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

総合評価における落札決定基準を決めるときには、地方自治法第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4によりまして、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聞かなければならないとされておりますので、学識経験者3名を含みます西郷村新庁舎建設総合評価審査委員会を設置しまして、委員会において審査項目及び配点等の落札決定基準を定めたところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この技術提案項目と実績評価項目、これは誰がつくったんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

先ほどご説明したとおり、西郷村新庁舎建設総合評価審査委員会のほうで審査項目及び配点等の基準は決めているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、これは1人の人が提案して決めたんじゃないくて、5人が集まって決めたということなんですよ。その入札参加する者の形態の中に、5番、これ読むと時間がかかるので、6ページの結果報告書の（5）、この資本面において関連があると、石本建築事務所と資本面において関連があると、人事面において関連がある、これちょっと甘過ぎると思うんですけども、この基準はどこから取った基準なんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

今おっしゃられているのは、総合評価方式制限付一般競争入札の結果報告書、ホームページ上で公表しているもので、入札に参加する者に必要な資格というところの（5）で、石本建築事務所と資本もしくは人事面において関連のある者ではないことということで、これは村のほうで決めさせていただきまして、こういった会社は参加はできませんというような基準を設定したところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これでは甘くないかということなんですけれども、どこから持ってきた、独自につくったんですか。甘過ぎないですか、これ。もう一度お答えください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

特に甘いというふうな考えはないです。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） じゃ、次にいきます、早く終わりたいので。

（7）本工事に対応できる建設業法の許可業種に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できる者であること、これに今回の入札、落札した業者が抵触する、しませんか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前10時35分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開します。

（午前10時36分）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 今の根拠になる話は、実績評価のところ、1 点の配点がゼロになっていました。ですから、監理技術者はこの会社にはいない、または、そこに派遣しないということなのかなと自分で認識したんですけれども、今、休議中にお話ししましたら、いなかったら成立しないということなんですけれども、その辺、もう一回回答できたならよろしく願いいたします。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

まず、入札に参加する者として、監理技術者の資格がないと参加できないということでございます。今、おっしゃられましたのは、実績の評価点数のところだと思うんですが、その監理技術者を持っている方が 6,000 平米以上の実績があれば、点数を 1 点加点しますということの基準になっております。なので、そもそもこの入札に参加するには、監理技術者を持っていないと参加できないということでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） それでは、今年度、予算書の中に、この管理業務委託として 3,180 万円が予算書に書いてありましたけれども、これは誰に払うお金、管理業務委託、お金なんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

予算化しております管理料につきましては、石本建築事務所と契約するものでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） もともと設計屋が管理委託するんだったら、この評価基準になぜ、この主任、または監理技術者の実績とか何か書いてある、意味が分からないんですけれどもね。これを点数化しているんですけれども、この辺はどうなんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

ここで点数、総合評価点を入れているところに関しましては、施工者に対する監理技術者の点数ということと、資格、監理技術者を持っていないと入れませんという入札の参加する者に対しての資格の基準を決めているところでございまして、管理業務委託につきましては、この施工者じゃなく、いわゆる監督という立場を一級建築士のほうに委託して、管理してもらうというようなことでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） これ全て、今出てきたんで言いますけれども、技術提案項目と実績評価項目、この配点、これは誰が決めたんですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

先ほども答弁したとおりなのですが、西郷村新庁舎建設総合評価審査委員会で、項目及び配点等の落札決定基準を決めているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この中で、（１）、（２）、（３）が、相当配点が高いんですね、５点、７点、７点。それに比べまして、実績評価が１点、２点。１点、１点、１点なんですけれども、これは私、全てその内容を把握したら、実績評価項目のほう点数が高くないと、安心して建物を建てていただけないような気がするんですけれども、この総合評価方式の狙い、この技術提案の狙いはどこにあったんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

今回、この技術提案と実績評価の基準点につきましては、この点数の配分に対しての特色は、２番の地域経済への貢献というところに点数の配分を重くしているところでございます。それにつきましては、地域貢献度について、庁舎の建設は村の大事業であるため、地元企業の育成や地域経済への効果が必要であるということから、この地域経済への貢献というところを最も高く配点をしたところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） ２番の発注や資材調達、せいぜい５，０００万円なんですよ。

４５億円のうち５，０００万円、これで、地域貢献で重要視したということが言えるんでしょうか、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

この地域経済に関しましては、前回の臨時議会でも答弁をしているんですが、今回、受注者から提案がございましたのは、西郷村、白河市への下請金額が４億５，０００万円、その他事務所……

○11番（鈴木勝久君） 桁間違った。億だな。

○企画政策課長（関根 隆君） ５億円の経済効果があるという提案でございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） すみません、間違えました。５，０００万円じゃなくて５億円でした。間違えました、すみません。こちらの間違いです、訂正いたします。５億円です。

それで、要はこの内容で、もう一つ気になっていたところがあるんです。もっと細かくやりたいんですけれども、まとめていきます。

一番の問題は、村長のこれまでの事業、いろいろ行ってきましたけれども、給食セ

ンターを建てる前に、子どものクリニックを建てるどころから、給食センター建設、それに老人ホーム、それでこの庁舎とやってきました。今まで懸案になってきたやつをばたばたと片づけている、そこは評価するところでありませうけれども、一番大切なのは、この中で、時間的に相当せっぱ詰まった状態でやっているというのが私の印象なんです。

こういうせっぱ詰まった状態で、あのときは7月までにしなきゃならない、あのときは年末まで、今回も年末まで、これ2回目の応札が失敗すると、3月に臨時でやるんでしょうけれども、あのときは盛土問題もあったせいで、12月27日にこの問題も一緒に加味してやったんでしょうけれども、もともと今回の新庁舎が出てきたのが、去年の1月に、財政シミュレーションとして概算事業費として、もう1月には出てきているんですね、1月24日には。去年の12月27日まで、ぎりぎりのところまで持ってきた。追い詰められてこういうものを決めていくと、どこかにしわ寄せというか、あのとき失敗したなという、何でというのが出てくる。

内容的には、私たちからすれば不透明な部分があって、ちゃんと説明責任を私は果たしていないのかなという部分も多々あり、ここが危惧するところというのか、危険だなと思うところなんです。全てぎりぎりのところで議会を通す、このやり方はあまりよくないやり方だと思うんですね。こういう疑義も生まれてくる。12月中に決めなきゃならないというのが先にあって、もしかしたら、こんな九十九、何%であると、一般の方だったら、上限価格を教えたんじゃないかと、そういう疑義も持たれかねない、ぎりぎりで決まっているんですから。何とかここで1者、このやり方で入札した業者は、しっかりした業者であるというのは理解できますけれども、何かぎりぎりでやっている。

そうすると、私たち納税者側、一般市民側からすれば、こんなぎりぎりになってこんな上限価格いっぱいいっぱい入札したやつは、納税者にとってはよくないんですね。1円でも安くなって、今年度から介護保険料も上がる、何もかも上がる、上がるばかりのやつがぼんぼん来ている。

ここで、一般の民間と自治体の違い、これは一般の業者、民間の場合、甘い買い方というんですね。こういう買い方を、甘い買い方をすると、会社存続にも影響が出てくる。もしかしたら、社長交代をさせられる買い方というのか、契約の仕方なんです。自治体は、この甘い買い方をしても倒産することがまずない。民間企業のように株主が存在しないから、それに監視されることもない。自治体など職員は、身分が保障されており、業績によって給料が左右されるわけでもないから、甘い買い方をしないような気を配る必要もない。つまり、自治体には甘い買い方を許されない仕組みが用意されておらず、甘い買い方をしたつければ、結局納税者に回ることになると。こういうのを入札契約全般にわたる課題の中に取り上げているんです。

ですから、公に疑われないでやっている事業体に関しては、本当に喫緊のものばかり、そういう意識は分かります。ただ、こういう甘い買い方をしていくと、納税者、我々の側から見れば、損をしている、その辺を注意してやっていただきたいと。そこ

に、ライフサイクルコストというのがありますけれども、これは公共施設マネジメントに求められるという部分で出てくる言葉なんですけれども、この内容について説明できますか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休憩します。

（午前 10 時 51 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前 10 時 53 分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 一般質問にお答えいたします。

はじめに、西郷村公共施設等総合管理計画のことだと思うんですが、平成 29 年 3 月に策定しまして、令和 4 年 3 月に改定しております。

総合管理計画につきましては、村が保有する個々の公共施設等の管理に関する基本方針となるものでございます。この計画は、施設のライフサイクルコストを含めた試算をしておりますので、この方針に沿って、財政状況、人口推計、地域における公共施設の重要性に配慮しながら村全体の施設の集約化、複合化、施設の廃止等について検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） これ違うんですよ。私が言いたいのは、例えば、総合で今回の事業、新庁舎建設、54 億円ですか、56 億円でしたか、総合でかかりますけれども、このライフサイクルコストというのは、設計、建設、光熱水費、維持管理費、修繕費、解体費用分などが挙げられますけれども、事業費、設計建設費の 4 倍の費用がかかるということなんです。1 回 50 億円の建物を建てると、それが 50 年経過した間に、その 4 倍のコストがかかるという話なんです。

それで、50 年後を見ると、この建設費と同等の保全費が必要なんです。だから、50 億円かかったら、この 50 年間で、50 億円の維持保全費が必要になる。ですから、建設費の 2% の基準額で、これ先生が言う話ですよ、基金の形で確保する必要があるとされる。しかし、その必要性を認識している自治体は皆無であると。ライフサイクルコストを等閑視してきた、おろそかにしてきたということなんです。

安易に箱物を造り続けてきた結果が今に来ているというので、国は公共施設等の総合管理計画をつくれと、それは行政というか、特に政治家は、あれをつくり、これをつくり、かれをつくりとやるんですけれども、このライフサイクルコストというのを全然無視して今までやってきた。だから、国が 2026 年までにこれを策定して、2028 年までにこういう計画をつくりなさいと。

それで、今回のやり玉に上がってきたのが、小学校の統廃合とかそういうのが、こ

ここで言えば、県南地区、西郷村のほかの県南地区ではそういうのを粛々とやってきた。ですから、ライフサイクルコスト、これをちゃんと計算に入れないと、ただ大きいものを造って、立派なものを造りました、でも、やることもっともっといろいろあるんですよ、今。西郷村の基幹産業が今、危機に陥っていますよ。

片方で、国会のほうでは、私腹を肥やしている輩がいっぱいおりますけれども、これから万博をやるとか、半導体企業に延べで4兆円投資するとか、大切なことですが、投資、全然日本ではやっていませんから。ただ、片方で万博をやった、オリンピックをやったって何兆円もかかって、またぶっ壊してという、その経費とこのライフサイクルバランス、こういうのを全て考えて、行政というのはやらないと、さっきみたいに倒産がないから甘い買い方、納税者は文句を言えないんですよ、中が分からないから。ただ、建設業者とか何かに言われるままに金額を上げていく、為政者は、立派なもの、いいものを造って村民の皆様、国民の皆様に、こんなすばらしいのを造ったでしょうと言いたがる。ただ、残った納税者、国民は、これからまた、西郷村もそうですけれども、福祉関係に5,000万円近く、毎年毎年膨れ上がっていますよ。

それで、日本人は静かだから何も言いませんけれども、日本人は、国民負担額は47%ぐらいいっているんです。半分ぐらい金を取られているんですけども、まだ静かにしている。片方でいっぱい儲けている。ですから、こういうのを頭に入れて村長にはやっていただきたい。まだあれが終わっていないんですよ、キョロロン村、ここもこれからかかるはずですよ。あれも最初4億円でできたんですよ、ちゃぽランド自体は。それも露天風呂付きの1階で、それが一気に15億円でやった。これからぶっ壊すのに相当お金がかかる。そういうのも頭に入れて、これからやっていただきたいなと思います。

残り、最後2分しかないので、最後は、これはもう一回、この入札改革、しっかりやっていただきたい。ほかの自治体、平成29年のときに私、ほかの自治体を見てきましたけれども、いろんなやつでこの恣意性、指名競争入札とこの総合評価方式は恣意性が入るんです。入札というのは、この恣意性をいかになくすかで検討がなされてきた、今まで国も。一般競争入札が、一番その恣意性を排除できるということで、一般競争入札になってきた。西郷村は、いまだに指名競争入札でほとんどやっている。会計令であります国は500万円でやっても、ここは5,000万円でやっている、指名競争入札。その辺の改革もしっかりやっていただきたい。村長、一言言って終わります。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 勝久議員の質問にお答えします。

いろいろお話がありました。そうだなという部分もありますけれども、基本的には、今回は総合評価方式制限付一般競争入札ですので、一番、競争性、透明性、公平性を担った形の競争入札でありますので、この件は理解していただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村長、質問違います。

入札改革をやっていたらいいんですかということです。お願いします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 入札改革については、この入札については、日々いろんな条件、時代の流れもありますので、国・県の動向もありますし、そういったものをきちんと踏まえながら、改革すべきものは改革していかなければ、それは当然だと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 今、公平で申請が発揮されないのは一般競争入札です。だから、入札条件を5,000万円と言わず、もっと低いレベルに抑えて、国と同じく、せめて500万円で指名競争入札という形でやっていただきたいと願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま一般質問の途中であります。これより午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（真船正晃君） ここで、議長より報告いたします。

12番藤田節夫君より、所用のため一時離席しております。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

11番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

次に、通告第5、6番鈴木修君の一般質問を許します。6番鈴木修君。

◇ 6 番 鈴木 修君

1. 水道施設・設備の耐震化について

○ 6 番（鈴木 修君） 6 番鈴木修です。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は、水道施設・設備の耐震化についてであります。

さて、2024年の幕開けと同時に、1月1日に発生した能登半島地震では、生活に欠かせない水道網は、壊滅的な甚大な被害が生じました。報道によりますと、石川県内最大で約6万8,000戸が断水したとなっていました。また、先週の新聞報道では、いまだに約1万7,000戸が断水している状況にあるとのことです。

地震の大きさはもとより、水道網の被害を大きくした要因の一つに、水道管の耐震化の遅れがあったと言われています。被災地では、水道管の耐震化が進んでいなかったということでございます。震度6強程度の地震に耐える主要水道管の割合、これを耐震適合率ということですが、この耐震適合率、全国平均41.2%、それでも私は低いなと思っておりますが、石川県の場合は36.8%と全国平均を下回っていたようです。

我が西郷村も、今日でちょうど13年前になりますが、東日本大震災のときに断水が発生しております。福島県の東日本大震災による被害状況の分析資料を見ますと、西郷村の当時の断水率は45%となっていました。そして、復旧するまでの所要日数は16日間となっております。場所によっては、半月以上が断水していた状況となっております。

水道は、私たちの暮らしに欠かせない重要なライフラインであります。今回の能登半島地震による断水状況を見ると、人ごとではありません。西郷村は、どこまで耐震化が進んでいるのか不安も出てまいります。実際に、村民の方との会話の中でも話題になり、やはり心配している村民の方々もいらっしゃいました。

そこで、1点目として伺いますが、私もいろいろと調べましたところ、水道法施行規則によりますと、水道事業者は水道需要者に対して、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取組等の状況を毎年1回以上情報提供することが義務づけられています。水道需要者、すなわち我々村民に対して、水道施設の耐震性、耐震性能等の取組状況をどのように情報提供を行っているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） 6 番鈴木修議員のご質問にお答えいたします。

水道施設・設備の耐震化についての1点目でございますが、現在村におきましては、東日本大震災以降は、耐震管への布設替えの実施、また、新設管におきましても、耐震管による布設など、積極的に耐震化に取り組んでいるところでございますが、水道施行規則第17条の5第6項で規制されている水道施設の耐震性能、耐震性の向上に関する取組等の情報に関する事項の情報提供は、現在行っていない状況でございます。早急に村民の皆様に対し、村ホームページや広報紙等において情報提供を行いたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） ただいま前段として、耐震化については積極的に取り組んでいるということなんですけれども、実際、村民への情報提供は行っていなかったと、そして、早急に行うということですね。この水道法施行規則、平成23年10月に一部改正されまして、情報提供することを義務づけたわけでございます。東日本大震災が発生して、約半年後に改正されたわけでありまして。ですので、大きな震災が起きて半年後に改正されたわけなんですけれども、その辺、担当課は、なぜ国がこの情報提供を義務づけたのか、どのように考えているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） ご質問にお答えいたします。

情報提供を義務づけた理由についてのおたしでございますが、水道施設の耐震化の情報を提供することにより、耐震化の状況、村の耐震に対する姿勢が村民に伝わりまして、また、村民の震災時の備えにもつながるものと考えておりますので、今後は水道施設の耐震に関する情報の提供に努めてまいります。よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） ただいま課長、行政側の耐震性の取組というか、その姿勢を知らせるのと、あと、村民が震災のときの備えにつながるということをおっしゃっております。そうかもしれません。もっと言えば、耐震化の情報提供をすることによって、耐震化が進んでいけば村民の不安も少しは解消されるのかなと、やっぱり不安解消があると思います。

そして、もし耐震化が進んでいないとすれば、それはやはり、そういう情報を得れば、村民は課長が先ほどお話しされた災害時の備え、事前に村民自ら現況を判断して飲料水を備蓄するとか、いろんな備えにつながってくるのかなと私も思っています。課長がそのような認識をお持ちということで、理解はいたします。

さて、村長は、本定例会初日の施政方針の冒頭に、防災対策に万全を期すと申されていまして。また、常々災害に強い村づくりを掲げております。令和5年第1回定例会でも、所信を述べた中に、災害に強い村づくりを述べております。災害に強い村づくりを行うためには、まず、村の現在の状況を理解していただくことが必要であると述べております。

防災マップを配布するだけが村民への情報提供ではないと私は思います。水道施設の耐震化については、法的に情報提供しなければならないことになっております。それにもかかわらず、それがなされていなかった。安心・安全な村を目指すには、村民が知っておく必要がある情報を提供する、それが安心につながっていくのではないのでしょうか。

最低でも規則等で義務づけされていることは、村民に対して情報を提供するべきであって、また、義務づけされていないものであっても、住民サービスの観点から、村民に情報を提供したほうが良いと判断されるものは、どんどん発信していくべきではないのでしょうか。これは、上下水道課だけの問題ではなく、役場全ての部署に言える

ことだと思っております。それで、その辺を村長はどのようにお考えなのか伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今日は、本当に東日本大震災の発生から丸13年の日であります。そして、議員先ほどお話しされましたように、元日の能登半島大地震がありました。このようなことから、災害対策に取り組んでいくことは、村の使命であると考えております。

災害に強い村づくりにつきましては、本定例会初日の施政方針におきましても、防災対策に万全を期すとお話しさせていただきました。議員おただしのように、水道施設の耐震化は、重要な課題であると認識しているところでございます。水道は、電気、ガスと同様に、ライフラインには欠かせないものでございます。村の水道の耐震化の現状につきましては、村民に対し、早急に村のホームページ等で周知をしていきたいと思っております。

また、今までも村民に対し、必要な情報の提供に努めてきたところではございますが、今回の水道施設の耐震化の情報提供ができていなかったことから、再度、各課に見直しを指示し、必要のあるものにつきましては、積極的に提供してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 最後に村長、必要な情報という話をされましたが、ちょっと揚げ足を取って申し訳ないんですけども、必要かどうかの判断は、村民がそれぞれいたします。ですから、まずは、どうか出し惜しみをせずに、いろいろな情報を村民に提供していただくことをお願いいたします。私は、広報にしごうのページ数が増えてもかまわないと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

基幹管路（導水管、送水管、配水本管）等の耐震化状況についてであります。

万一の災害などの非常時でも断水することなく、もしくは断水しても、断水時間を最短に抑えるためにも、耐震化が重要となってきます。

そこで、一つは、地震の際でも継ぎ目のない接合部分の離脱しない構造となっている耐震管の布設率はどの程度となっているのか、もう一つは、耐震管を布設しなくても地盤の性状、地盤の性質、状態を勘案して、耐震性があると評価できる管等を加えた耐震適合性のある管のそれぞれの布設率が村全体でどれぐらいになっているのか、割合について伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） ただいまのご質問にお答えいたします。

基幹管路の耐震管の布設率と耐震適合性のある管の布設率についてのおただしでございますが、耐震管とは、議員おただしのとおり、接合部分が耐震型の継ぎ手のダクタイル鋳鉄管等でございます。また、耐震適合性のある管とは、耐震適合地盤判定支援ハンドブックを用いて、管種と地盤性状から判断しております。

令和4年度末時点の数字となりますが、導水管は、耐震管率1.4%、耐震適合率

87.2%、配水本管は、耐震管率ゼロ%、耐震適合率100%となっており、導水管、配水本管の耐震適合率につきましては、高い数字となっていると思われます。よろしくをお願いします。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいま令和4年度の数値を挙げていただきました。耐震管率が導水管1.4%、ちょっと低いですね。それで、配水本管についてはゼロ%ということで、全く耐震管による布設はされていないという状況ということですね。

それで、反対に、耐震適合率、水道管が87.2%、配水本管については100%ということで、非常に高い数値を示していますが、その管種というのは管の種類ということですよ。それで、地盤性から判断しているということですが、西郷村は、この耐震適合率、耐震性の判断基準、先ほど判定支援ハンドブックを用いてというような形で、その判定支援ハンドブックの判断基準というのはどういう形になっているのか、伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） お答えいたします。

耐震適合率につきましては、先ほどもお話ししましたが、耐震適合地盤判定支援ハンドブックを用いまして、管種と地盤性状から判断しておりまして、水道管の種類と地盤性状の両方の条件を満たした水道管は、耐震適合性のある水道管と判断されます。

水道管の種類につきましては、継ぎ手が改良されているダクタイル鋳鉄管、溶接継ぎ手による鋼管、融着継ぎ手によるポリエチレン管とされております。

地盤性状につきましては、耐震適合地盤の判定分類表、それにより判断し、また、液状化の可能性が小さい場所につきましては、適合性があるものと判定されます。西郷村における基幹管路の配水本管につきまして、それらを満たしていることから耐震適合率が高いとなっております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） ただいまの説明で、要はハンドブックに載っている管種を使っていると、それと、その判断というのは役場職員が行っていると。分かりました。ただいまの説明で、ある程度、管種と、あと、地盤の性質等についての判断基準があるということでした。

福島県全体の基幹管路の耐震化状況、これは令和元年度の状況ですが、耐震管率が21.5%で、耐震適合率が55.5%と、福島県全体の率です。それと比較しますと、西郷村は、基幹管路については耐震化が進んでいるということで理解してよろしいですね。このような情報を村民に提供することが大切かと私は思っております。

それでは、次に、耐震管以外の配水施設等も被災すれば機能が停止し、断水することが予想されます。施設の耐震機能はどのようなになっているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） お答えいたします。

現在の水道施設は、3か所の水源地、7か所の配水池、その他附属する施設で運転、

供用しております。

施設の耐震機能につきましては、東日本大震災発生前、それ以降も耐震化調査等は実施していない状況でございますが、村の配水池はほとんどがP C構造でございます、良好な地盤の上に建設されております。また、毎週行っている施設点検時にも水源地、配水池の外観、周辺状況も確認しており、異常がない状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 今の答弁ですと、現在のところ特に異常がないということで、もちろん異常があっては困りますけれども、私も詳しくはちょっと分かりませんが、配水池等の施設は今後、耐震性調査を行ったほうがいいのか、やらなくていいのか、担当課のほうとしてはどう考えているのか、お伺いします。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） 配水池等の耐震性の調査の必要性についてのおたしでございますが、現在、村で策定している水道事業経営戦略の更新計画、長寿命計画の下に、長期的に使用しなければならない主たる施設につきましては、調査を行う必要があると考えております。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 調査を行う必要があるということでありますので、ぜひ、計画を基に実施していただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。

水道施設耐震化計画の策定でありますが、国は全国の小規模から大規模の水道事業者が耐震計画を策定するための指針を示しております。当村はこの水道施設耐震化計画は策定しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村におきまして、水道施設耐震化計画の策定はしておりません。既存の施設の耐震化は、毎日の水の供給に支障が出ないように工事を施工する必要があり、多額の事業費及び工期がかかってしまうという課題もございますが、まずは既存施設の耐震診断を行い、その耐震性能を把握し、現在、村で策定している水道事業経営戦略の更新計画、長寿命化との整合性を図り、耐震化を進めた計画策定を進められるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 村では策定はしていないということですが、平成25年度の地域防災計画、こちら、私ちょっと見させていただきましたが、この防災計画では、既存施設の耐震性診断を行い、順次計画的に耐震化を進めると記載されています。今回、間もなく新たにその地域防災計画の改訂版が出来上がるみたいですが、防災課に伺いましたところ、上水道施設の予防対策のページは今までの記載と同じであると、改訂なしということでありました。

平成25年の地域防災計画を策定してから10年以上、同じことを記載して実行されていない状況にあります。もちろん、先ほど課長がおっしゃった多額の経費、予算が必要となることは私も承知しております。だからこそ、長期的な耐震化計画が必要ではないかと個人的に思っております。

課長の今の答弁ですと、現在、村で策定している水道事業経営戦略を更新して、水道事業経営戦略というのが上下水道課にあるみたいですが、それを更新して耐震化を含めた計画策定を進めるということですが、特に耐震化計画というその名称でなくてもかまいません。要は、向かうべく方針をはっきりと示されて、それに沿って実行していくことが大切だということを申し添えて、次の質問に移ります。

次に、震災等を踏まえた危機管理体制について伺います。

災害が発生した場合の備えとして、断水等が発生した場合に早期復旧できるよう、発災後の活動内容やそのときに使用する資材、機材などの備蓄整備、そして、水道水の供給継続の方法や手段をまとめた危機管理マニュアル等を事前に策定しておくことが有効であると言われております。

そこで、西郷村においては、この危機管理マニュアル等を含め、震災等を踏まえた危機管理体制等は整備されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 上下水道課長。

○上下水道課長（木村三義君） ただいまのご質問にお答えいたします。

危機管理マニュアル等についてですが、西郷村地域防災計画に掲げる施策に基づきまして、上下水道課では多様な事態を想定し、危機発生時の迅速かつ効率的な対応ができる体制及び関係機関や他市町村等との連携を構築し、危機管理マニュアルを作成しております。平常時からの未然防止対策や危機発生時の対応、再発防止等の事後の対策等について記載されております。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 上下水道課、ただいまの答弁ですと、危機管理マニュアルは作成してあるということで、取りあえず安心いたしました。いつ災害が発生するか分かりません。水道の災害対応において最も重要なのは、供給停止期間を短縮化することだと言われております。危機管理マニュアル等で災害対策について方針を定めておくこと、災害時の対応を迅速に開始することが大切であります。そういった面では、危機管理マニュアルを作成してあるということ、了解しました。これ、上下水道課だけでなく、災害等に関して対応を求められる課においては、やはりそういうマニュアル等の作成ができていなければ、一刻も早く作成しておくことが重要かと思しますので、どうぞよろしくお願いします。

西郷村の国土強靱化地域計画において、起きてはならない最悪の事態の一つとして、上下水道等の長期にわたる機能停止が発生する事態を挙げております。それに対する方針策も示しております。その内容を担当課は再度確認して、災害に強い村づくりの一翼を担っていただくと期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま一般質問の途中でありますが、これより午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 11 時 51 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

○議長（真船正晃君） ここで、議長より報告いたします。

12 番藤田節夫君が着席いたしました。

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、通告第 6、14 番大石雪雄君の一般質問を許します。14 番大石雪雄君。

◇ 14 番 大石雪雄君

1. 教育行政について
2. 歴史民俗資料館について
3. 村民新年会（村民の集い）について

○ 14 番（大石雪雄君） 14 番、通告順に従いまして一般質問を始めます。

まず、最初の質問なんですが、中学校、小学校の統廃合についてたします。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 14 番大石雪雄議員のご質問にお答えいたします。

小中学校の統合についてということでおたしでございます。

私は、これからの西郷村の子どもたちのよりよい教育環境というものについて、令和 4 年、学校適正化配置検討委員会を編成いたしまして、令和 5 年の 2 年をかけまして、教育の在り方についてご検討いただきました。その中で、基本的な考え方といたしまして、子どもたちの教育環境と教育条件というものを様々な角度から委員の方々にご検討いただきまして、そして、昨年 9 月に提言書を頂いたところでございます。私は、委員の方々の丁寧な、そして、真摯に向き合って検討された内容につきまして、非常に私としても重く受け止め、尊重してまいりたいなというふうに考えているところでございます。

ただ、学校につきましては、それぞれの地域でのコミュニティの核として、地域交流の場として深く地域に根差し、そしてまた、長い歴史と伝統がございます。そのことをよく理解して、重んじ、敬いながら、この提言について地域住民の皆様と一体となって話し合い、知恵を出し合い、相互理解を深め検証していくと、そのようなスタンスで、次世代を担う子どもたちの教育環境について、しっかりと丁寧に検討してまいりたいと考えております。具体的な統合計画については、その後ということになるうと考えております。

○議長（真船正晃君） 14 番大石雪雄君の再質問を許します。14 番大石雪雄君。

○ 14 番（大石雪雄君） 質問を続けさせていただきます。

教育長にお願いして、私もこの議会で 140 以上の議会を経験しています。昨今は、第 1 回目の答弁をずっと村長、教育長が答弁してきました。質疑は、それこそ細部にわたってですから職員ですけれども、第 1 回目の答弁だけは首長がやっていたといういきさつで、今回教育長にお願いして、第 1 回目の答弁だけは教育長出てくださいよというお願いをした経過があります。そんなところで、あとは、先にわたっては、どうぞ学校教育課長が答弁していただいてもいいんですが、大変私、喜んでおります。

それで、この質問でも結論は村長の施政演説の中に出ているんですよね。この中で、この件については進めてまいりたいという感じなんですよ。あらゆる地域に行って、お話をしたいということで、私もそれが一番ベターだと思うんですが、何せ、丁寧に前回、何日でしたっけ、全員協議会を開いていただいて、本来はその場で私も質問、質疑をしなくちゃならないと思っていたんですが、何せ子どもさんを持った役場職員の方々もたくさんいると思うので、インターネットを通して、この場での話を理

解していただくためにも質問を入れようかなということで、質問した次第であります。

そんな中で、多少、この前の全員協議会の中での趣旨内容を補足して質問してまいりたいと思うんですが、まず最初にですけれども、部活動のためにも中学校のことを先にお聞きしていきたいんですが、部活動のためにも学校を統合すれば、先生方がたくさん増えて、部活動にすごく影響を与えることができるのではないかとということで、書いてあります。

半面、部活動は、これから地域指導型で地域の方にお世話になるんだという話もあるんですが、その地域指導型というのは、いつから施行されるというか実行されるか、その辺、お答え願いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

部活動の地域移行ということで、いつから実施されるのかということでございます。現在、地域移行につきましての委員会での検討は進めてございますが、国のほうからは、休日、土曜日、日曜日の部活動に関しまして、令和8年度から実施をするというふうなことで進めております。現在、そのことで検討も進めているところでございます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ただいまの教育長のほうから、令和8年度に進めてまいりたいんだということですけれども、私も今回、今月の28日でスポーツ少年団の本部長を退任いたします。

そんな中で、平成2、3年に、学校週5日制になって、そして、スポーツ少年団に移管されたときに、その後なんですが、先生方は一切口出ししなくなるんですよ、指導者が入ってくるようになると。そうすると、一つの合併することに対して、先生方が部活動の面倒を見るほうを果たしてやるんですか。まして、私が、再度しつこいんですが、何度か先生方と協議したときに、そういう団体になると、生涯学習か社会教育の一端だから、学校は口出しできないんですよというような話をいただいたんですが、中学校になると、特設の部活じゃなくて、しっかりした部活になるんですかね、その辺の位置づけを、ちょっと判断に誤るところがあるんですが、教育長、どうですかね、その辺は。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 部活動が地域に移行していくと、なかなか学校が口を出せないのではないかとというふうなお話でございますが、今、検討している内容といたしましては、先生方にも部活動をやりたいという方がいらっしゃいます。

これは全国的にも同じような傾向でございまして、口を出さないというよりは、先生方も一村民、一指導者として関わっていくということは可能でございますので、そういった面で、ひとつ受け皿をつくりまして、指導者の育成と、それから、確保ということをこれから進める中で、当然学校の先生方もその範囲に入って進めていくということですので、当然学校のほうも関わっていくような形になります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） そういう意向が変わったときって、先生って意外とそういう気持ちになるんですね。ところが、結局地域指導になっていって年数が進んでいくと、先生方はあまり口出ししたくないし、あとは、先生方には異動があるでしょう。ですから、もうこの方法を取る以上は、先生方はあまり当てにしないほうがいいのかなとも思うし、だから、統合したから部活の力になるんだというのは、あまり期待しないほうがいいんじゃないのかなと。

それよりも、地域指導型の方々を探すのが、これから学校教育課であらゆるスポーツの中で大変だなという観点もあります。その辺は私も憶測だし、自分の経験談も入っていますが、今後、検討する値にもなってくるのかなと。ただ、部活をやる生徒たちが、野球が日曜日になくなっちゃったとか、サッカーができないんだとか、そういう観点からいくと、生徒数が増えれば、部活の数は増えるんじゃないかなというのは、それは私も理解するところであります。

それで、次にですが、ちょっとあら拾いするみたいなんです、この部分なんです、免許外指導が解消されるとなっているんですが、利点として、免許のない先生が現在は教育に携わっているんですか。先生方、免許持っていますよね。ところが、ここに適正規模による効果として、先生方、免許証を持っていない人も先生として教えているんですか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 質問にお答えいたします。

この提言書の中にも、規模の適正化の効果という中で述べられておりまして、バランスの取れた教職員配置ということでございます。

中学校におきましては、9教科の教科がございます。ご存じかと思いますが、その9教科それぞれ専門の先生がいらっしゃいます。これは免許を取得した先生でございます。それで、先生の数というのは、学校の学級数によって定員が決められます。これは国の基準がございます。

そういった関係で、例えば、少ない学校で、学級数が少ないとなると、先生の配置はそれに伴って少ない数になってしまいます。そうすると、どんな学校でも9教科は教えることになっておりますので、9人の先生をそろえるということは難しい状況でございます。そういった関係で、国のほうでは、免許外申請というものがございまして、自分の免許がないものを一応申請して、そして、県から承認を得まして、教科の指導をするということでございます。

例えば、私でございますが、私は技術家庭科の専門でございます。それ以外に、私は今までに6教科教えてきました。数学、社会、理科、家庭科も教えましたし、美術も指導いたしました。これは、少ない学校ですと、そうせざるを得ない状況、条件が出てまいります。そういった関係で、なかなか免許をそろえて、9人の先生をそろえていくというのは、現在、やはり西郷村でもございまして、そのために臨時の先生や、あるいは村で雇用するとか、なかなか今、先生が少ない状況の中で、専門の先生もな

なかなか確保というのも難しい状況でございます。国のほうでも、技術家庭科の先生が本当にいないということで、現在もプログラム教育を教える先生が少ないということで、大変いろんな面で子どもたちに不利益を与えるような条件でもございます。

そういったものを解消するためには、ある一定数の学校規模がないと、9教科の先生を全てそろえて、専門の先生で子どもたちに教育を進めるというのは、かなり厳しい状況でもございます。現在でも、村内では、家庭科の先生や技術の先生が専門でない先生で教えている状態でもございます。そういうことで、子どもたちの教育環境に不利益を及ぼしてしまうところが多々あるということで、今回は、その規模の条件の中の一つとして、メリットとして挙げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 教育長の答弁で、私も耳にしている範囲内では、そういう事態があるということを承知しております。

例えば、美術の先生が一中と二中を掛け持ちしたり、高校だと、どこどこ高校と、あと、どこどこ高校とどこどこ高校が掛け持ちして家庭科があるとか、そういうことは、自分なりに自負して承知しているところでもあります。そういうことで、先生の成り手も少ない。

これからの教育は一体どうなるんだというところは大いに心配な点も私自身も持っていますが、あえてここで、西一中の設備したことをお話ししたいんですが、体育館は10億円で防衛省予算入ってなくて造っていますよね。というのは、防衛省から予算取りに行ったら、音が聞こえないから予算をもらえないということで、村単独で、10億円以上も自己財源でやっている体育館ですよ。野球場じゃなくて、校庭関係にしても、環境整備と一緒に1億5,000万円ぐらいかかっているんですよ。例えば、西一中と西二中が統合するとなったら、どこを計画しているのか、学校適正化配置検討委員会から来る間に、じゃ、どこらに造るんだというところまでは検討していないんですか。その辺、お伺いします。大丈夫ですか、教育長。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） ご質問にお答えいたします。

この検討委員会におきましては、それぞれの学校規模を検討させていただいて、これからの子どもたちのよりよい教育環境をどうあるべきかということで進めております……

○14番（大石雪雄君） 執行部としては、西一中をどの辺に持ってくるんだという話合いは……

○教育長（秋山充司君） そのことにつきましては、検討の内容としては入っておりませんで、基本的に中学校は1つがいいのではないかというふうな提言でございます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） ちょっと悪い言葉で話をしますけれども、役場庁舎を造るといって、どうしても統廃合しているという町村もあるんですね。ですから、今これから、

数日後に起工式をやって、今度は、じゃ、次はどうなるんだというときに、役場庁舎もできないうちから、西一中と西二中は統合していきたいんだなんていう話が、言ったら役場庁舎を造らないで学校を先にやったらいいんじゃないかという話も出てくると思うんです。ですから、その辺は村長のほうの座談会で、丁寧なお話をしたいと思っています。

できれば、私は西一中、そして西一中の体育館、そして校庭、これはもちろんなんです、熊倉地区のためにも、あの場所にはぜひ造ってほしいと思うんです。ここに熊倉出身の議員も2名ほどいて、私が言う言葉ではないんですけども、役場はなくなるは、学校はなくなるは、役場は何を考えているんだになると思うんです。

それで、先ほど言った私は古い議員ですというばっかりの話をしました。そういう中で、1期目の村長は、西郷村が成り立ったのは合併があったから成り立ったんだよと、大字何々、大字何々のその何々があったから成り立ったんだと。だから、地域全体のバランスを見ながら発展させていきたいんだということを私の質問のときに答弁した経緯があります。

ですから、時代が変わっても、教育はあんまり変わらせないほうがいいと、それで、さらに言わせてもらえば、西一中の体育館の脇で田んぼの圃場整備をやっていたんです。そんなときに、前村長に圃場整備している最中だから、土地を取得するのには取得しやすいんだから、候補地として用地を求めたらと言ったんですよ、私個人的に、一般質問でやらないで。そうしたら、それっきり返事もなく先行投資をしていないと、だからってどうしてやるんだと言って、当時の校長先生とお伺いして、今建っている校舎の後ろで、河川際に十分に造られるんじゃないのという話もありました。

ですが、その建物の方針は、あくまでも役場関係の方々がやっていかなくちゃならないということで、考えれば、これから検討する段階で、もう一度幅広い検討をしたらいいのではないかなと、そのように申し上げて、次、小学校のほうに入っていきたいと思います。

小学校の統合については、多分に、中学校が終わってからになると思うんですが、この世に、本当に私いつも思うんですけども、ドラえもんがいて、タイムトンネルがあって、未来を見詰めたり、過去を見詰めたり、そして、どこでもドアがあって、じゃ、ちょっと見てくるかと、こういう学校を見てくるかといって、検討を重ねられるんならいいんですが、アニメの世界であります。ですが、アニメをつくる以上、それを書いた原作者がいるんですね。これは教えていると思うんですよ。いくら能力のある人だって、現地を見なきゃ結果は出ていかないと思うんです。ですから、いくら優秀な人だって、いくら優秀な職員だって、やっぱりいろんなところを見て、いろんな成果を探っていかなくってはならないんじゃないかなと思います。

それで、先般の天栄村の湯本小学校がテレビに出ました。天栄村の中学校は、羽鳥中学校と湯本小学校が統合して現在に至っているみたいなんです、生徒数が中学生10人かな、小学生6人だと思います。幼稚園生2人、それでやっているんですよ。考えられますか。どういうふうにして、その学校をなくさない気持ちでいるかという

と、すごいPRしているんですね、やっぱり。学校がある、自然がある、すばらしい場所、湯本ですと。そして、移住者をお願いしていると。ですから、私の所見で言えば、学校はその地域のバロメーターだって、地域が弱れば学校も弱るんだって。じゃ、その弱った分をどこから引っ張ってくるんだといったら、西郷村に住んでもらうしかないし、地域をもう一回見直していかなきゃならないと思うんです。その辺について、ちょっと答えられれば答えてほしいと思います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 14番大石雪雄議員の質問にお答えいたします。

学校は地域のバロメーターということでのご質問でしたが、確かに、学校は地域の核となっているコミュニティの場合でもあると考えております。今後、こういった統廃合の関係で、2年間かけてこれからいろいろと進めていくわけですが、その中でも、そういったことをやっている学校等を確認しながら、2年間の検討の中に生かしていければなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 例えば、川谷の話をしたと思います。最近地域の人に言わせると、空き家が多くなったと、本当に空き家が多くなってきたと言うんですね。ですから、空き家が多いから、行政何とかしろと言ったって、これはできるもんじゃないんですけれども、やはり空き家の数があれば、それにのっとって移住者を引っ張ろうという一つの縦線を引けばいいかと、そのように思っております。

先般、BSで、栗山監督と大手の商社の社長の会談でいろんな名言を残しました。その名言の中で、優等生ばかりでは伸びないよと、どういう意味か分からないんですが、栗山監督は野球をやるのにすごく苦勞をしたみたいです。そういう苦勞をした人も入っていないと伸びないよと、頭だけでは駄目なんだって、とにかく実行に移さなきゃ駄目なんだってことを私は言っているのかなと思うんです。

ですから、先ほども言った湯本小学校、私は軽蔑しているわけじゃないです。その学校があることによって、移住者を呼ぼうと、自然があるんじゃないか、そんなにひんしゅくした村ではないと思いますけれども、やはりデメリッ的なものをメリットに変えていくというのも一つの方法かなと。

そして、羽太だったら羽太に行政でできる何かがないかと、何かないか、前前村長が羽太グリーンタウンをつくったように、残された人もやっぱりこれから努力していないと。面倒くさい、これやっちまえという感じじゃなくて、もうちょっと地域性を見直していく必要があると思うんです。

多分に、こういうふうに頭からボツンと来られると、一番迷惑するのは生徒です。ですから、最終段階は、まだまだ日にちはかかるし年月はかかると思いますから、ベターなことを考えて、事を進めていただけるようお願いして、この質問は終わりたいと思います。ぜひ、ドラえもんになってのび太を連れて湯本小学校に行ってみたらいいばい、それがどこでもドアだし、それでなかったら、あと、学校の良さを一回振

り返ってみたらいいばい、そして、いいほうにもう一回見直してみたらいいばい、それで駄目だ、どうにもならないといったらば別段階を考えていくと、人口2万人でそんなにあわをくうことないと思うんですが、質問は終わります、その件ですけれども、すみません。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 次に、歴史民俗資料館についてお伺いいたします。

今月の3月1日に、急遽、生涯学習課の職員2人と歴史民俗資料館を視察に行ってきました。私は、思いつくとすぐに行動に移さないと気が済まないもんだから、あの雪の中、本当に生涯学習課の職員の人には感謝申し上げたいと思います。

本音で言うと、歴史民俗資料館はすごいほこりだらけで見られなかったら、一般質問で課長をやっつけてやるぞと思いついてきたんだけど、きれいに整頓していて、これなら誰が見たって恥ずかしくないなという感じを得ました。昔、前前村長のときには、あそこに管理人を置いて、頻繁に窓が上がっていた様子を何回も見ているものですから、そんな関係で、憶測で半面、どんなのがあるのかななんていう気持ちで視察させていただきました。

これも同様でありまして、やはり職員が、いろんな町村にも民俗資料館がありますから、そういうところに出向いて行って、そして、見てきていただいて、手を加えればもっとよくなるのかなと、そのように思っております。

入場者は、あの歴史民俗資料館は年間どれぐらいの方がいるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） 14番大石雪雄議員の一般質問にお答えいたします。

歴史民俗資料館の見学者の数でございますけれども、コロナ禍前の令和元年度で161名、令和4年度につきましては149名、今年度、令和5年度でございますけれども、2月末時点で225名の方が見学をされております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） いろんな意味で、学校で習っている社会の授業にも役立つんじゃないかなんていうようなものも多分に見受けることができました。それで、221名というのは、学校関係の生徒を入れると、あまりにも少な過ぎるなど。学校の生徒だけだって、全校生が来れば、全校生は来ないか、1年生は見に来ないか。一般の方は、大体どれぐらいの方が来ていますか。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（須藤隆士君） ただいまの質問にお答えいたします。

令和4年度でございますけれども、149名中、一般の方につきましては42名の方が見学をされております。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 42名、本当にありがたい話です。アンケート用紙も用意していなかったような気がするんですけども、せっかく一般の方が42名も来ていると

いう中で、その施設に対してのアンケートくらいは作ったほうがいいのかなと思います。

さらに、これからは、もう日本人の観光客じゃなくて外国の観光客が日本に多数来ておられると。喜多方ラーメン1杯が2,000円だと、東京のビジネスホテルに泊まるのだって6万円だなんていうのをテレビでやっていましたけれども、これからは日本を主体にする観光じゃなくて、日本じゃない、日本人をどうのこうのじゃなくて、やはりもう外国人を相手にしなきゃ駄目なのかなという感じがするんですね。

結局、定期便が来たりなんだりしても、西郷村の位置づけというのは本当にPRが下手で、私の言葉じゃないんです、これ。ほかの人が言っていることなんですね、PRが下手だって。せっかく自然がいいのに、それがおじちゃん連中が言っているんですよね、PRが下手だって。ですから、ぜひとも新幹線の駅があるんだから、その辺にポスターを貼ってもらったらいんじゃないですか。「さいごう」じゃありません、「にしごう」村ですから始まって、あのまま書いたら「さいごう」に読まれちゃって、九州に行かれちゃったら大変だから。だから、「さいごう」じゃありません、「にしごう」村から始まってポスターを作れば、西郷村ってどこだとなると思うんですけれども、その辺で、課も一生懸命この民俗資料館に対しては働いているようですので、これでその件については終わります。

次に、平成4年から続いている現在の新年会（村民の集い）の様子が変化しているようだがただすということで、質問を入れてあります。

この新年会をやれと言ったのは私なんです、一般質問の中で。とにかく西郷村は何もないから、平成元年か平成2年ぐらいから議事録めくっても、私、毎回質問していたものだから、どこに出ているんだか分からなくて、質問したときのことをちょっと語れないんですが、自分で質問したことですから頭に残っています。

とにかく村民に潤い、楽しみ、そのためにも新年会をやったらいんじゃないかと、今みたいにしつこくない質問でやったような気がするんですけども。総務課の職員は、一生懸命この件について、新年会に対して真剣に取り組んで、人数を集めようということで頑張ってきていると思うんです。

これ、総務課のほうから頂いた、ちょっと古いやつで西郷村、人口1万何千人ですかね、これ。平成4年の2月1日で、人口1万6,617人のときですね。みんなで新年のおめでとうをやろうと言って、平成4年から始まったみたいなんです、ホテルサンルート白河ですから、この前にもあったような気がするんです。文化センターで新年会をやって、万世さんから何か取って、オードブル形式やったというのがあります。

これは、東京の、前のホテルサンルート白河でやったときの写真が載っているんですが、二百二、三十名参加しているんですね。だから、みんな、より盛んに、新年だ、お祝いしよう、みんな同じ村民じゃないかという感じでやっていたと、私もその頃は行っていたんです。同僚議員に言われたんです。自分が言っていて、自分が出なくなっちゃってどうしたのって。何か私の考えている新年会と違うから、私は行きたくなく

なったって、そういう話をしました。じゃ、何が嫌だったのかなというのと、私は村会議員でしたが、もっと上の議員の人が来て、挨拶聞くのがもうたまらなかったんですね、私。自分の意向にも合っていないから、自分が行かなきゃいいんだなという感じで行かなかったら、同僚議員に言われました。自分が言ってる、自分が来ないのは卑怯だと、そのとおりなんですけれどもね。

今回、ほかの議員も言っていたように、国会でいろいろ問題があって、国会議員の人らも大変だと思うんです。当たり前でやっていたんだろうものがクレームがついちゃって、そして、今度は自分でもやれないんですよ。

私は参議院議員の女性の議員のときに行っているんですよ、この国政発表会というか何ていうか、負担2万円会費で、そして、先生と会ったってちょっとしゃべって、人数は少ないし、これくらいしかいないのかくらいの人数で、じゃ何か食べなきゃ、私何も食べていないなと思って食べようとしたら何もないと。それは余談として、そういう観点で国会にもぎわっている最中で、なかなかそういう会を持てなくなるんだよね、今度、多分ね、議員の先生方も。何かやって利益生むでしょう、食べ物はないし何もない、本当に何も飲まないし食わないし、何があったんだか分からないんですが、とにかく人数も少ない、リポートを取ることもできないということになると、村主催でやるようなことには、どんどん顔を出してくると思うんです。

ということで、現在のこの村民の集い、名前が変わったようですが、どんな感じなんですかね、来賓は。総務課長、教えてください。

○議長（真船正晃君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 14番大石議員のご質問にお答えします。

令和6年、今年度の村民の集いでございますけれども、参加人数が全部で204名いらっしゃいまして、そのうち来賓の方が18名、内訳は、国会議員の方が10名、県会議員の方が3名、その他、前村長、元村長等5名、合計18名でございます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 国会の先生方も県会議員の先生方も村としてはお世話になっているんだから、本当はどうのこうのは言いたくないんですけれども、しっぺ出しの私としては、そういう名刺交換会的なものは村でやるべきものかなと思うんです。別サイドでやってもらって、そして、人数が少ないなら少ないなりに、何か喜劇かなんかを呼んで、ミカンの1個でも食べてもらって、もう一回原点から見直してほしいと思うんですが、どうですかね。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

村民新年会、大石議員が発案されたということで、長い間、今度やると30回目だそうであります。今度はぜひ来ていただきたいなと思います。いろいろ考え方があるかと思いますが。歴史をたどってきました。議員のおっしゃることも分かりますし、国会議員の先生どうなんだというお話もありますし、その都度趣向を変えながら、本当に一人でも多くの村民の方に集まっていだけけるような新春村民の集いをしていき

たいと思いますので、本当に終わったばかりなんですけれども、次回に向けて頑張りますので、よろしくお願いします。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 新年を迎えたばかりで、こんな質問をするのもやぶさかなんですけれども、村は人口2万人を超えて、でも、ちょびちょび、ちょっと減っているかなというところもあるんですけれども、新幹線が止まって、高速道路があつて、なかなか歴史が浅いというのと、文化財がない、お寺がない、神社がないというところで、なかなかまとまりをつけるのには難しい地域だと私は思うんです。

そういうときにこそ、祭りがあつたり、お花見の機会があつたり、ちょっとお金はかかるか分からないけれども、喜劇を呼んでみんなに喜んでもらうとか、そういうことも一つかなと考えるものですから、あえて質問しているわけです。

自分が年寄りだというように、長い長いで来ているんですけれども、やはり昔は、野口英世の映画を村民にみんなして見てもらって、たまたま前前村長が挨拶したら、私は見に行っただけなのに、急に挨拶しろなんて言われてね。そんなうれしい話というか、苦しい思いをしたこともありますけれども、やはり、都市化することによって村の村民意識が欠けちゃうというところがあると思うんです。そういうときには、やはり生涯学習課が、何かイベント的なものを効果的にやっていくのも一つかなと、そのようにも思っております。

もうちょっと時間いただいて雑談しちゃいますけれども、高助の人が、大石さん、新白河駅と同じように高助も発展させてくれないですかと言うんですよね。私は、自然の多い西郷村だし、自然のあるところで生活するのは最高にうれしいことだから、それを続けたほうがいいんじゃないですかと言ったんですけれども、そういう人らも、下新田で住んでいる人らとたまたまそういう会話になって、雑談をできるような場所が得られれば、私に言ったとおりのことを言ったとすれば、うちのほうは車の通りが激しくてとか、うちのほうは鶏が鳴きますよとか、そういう、やっぱり隔たりが多くなっている中で、お互いに村民意識が高まるためには何かの催し、本当の何かの催しがこの新年会、集いにしか見受けられない状態です。

ですから、ぜひとも私の意見も参考にして、私、押しつけませんから、世話になっている国会議員がいたら、どうぞ呼んでください。だけど、呼ぶときは、別サイドの賀詞会でみんなして名刺交換会、私こういう者ですという場所をぜひとも選んでいただいて、そこに村長も出席していただいて、本当の村民の集いは、村長を囲んで笑い話やら、怒られたり、褒められたりする場所にしていただけるようお願いして、質問を終わります。どうぞ皆さんドラえもんになってください。とにかく疑問があつたら見て、行って、それを村に返していただけることをお願いして、質問を終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、３月１４日は定刻から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後１時５４分)

